

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月より消費税の税率が5%から8%に改正され、また、令和元年10月には10%に改正されました。地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

野辺地町の令和6年度一般会計当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況については次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 1.7 億円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 23.8 億円

(単位:千円)

事業名		令和6年度 当初予算額 (経費)	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国・県 支出金	町 債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他
社会 福祉	高齢者福祉事業	67,255	3,740	0	8,485	6,621	48,409
	障害者福祉事業	553,422	384,908	0	3,101	19,901	145,512
	児童福祉事業	575,536	363,461	10,400	18,956	21,983	160,736
	母子福祉事業	11,653	5,700	0	169	696	5,088
	小 計	1,207,866	757,809	10,400	30,711	49,201	359,745
社会 保険	国民健康保険事業	166,846	76,090	0	0	10,919	79,837
	後期高齢者医療事業	252,087	47,005	0	0	24,674	180,408
	介護保険事業	304,263	23,645	0	0	33,763	246,855
	小 計	723,196	146,740	0	0	69,356	507,100
保健 衛生	疾病予防対策事業	68,567	3,779	0	2,059	7,547	55,182
	病院事業	379,745	0	14,900	0	43,896	320,949
	小 計	448,312	3,779	14,900	2,059	51,443	376,131
合 計		2,379,374	908,328	25,300	32,770	170,000	1,242,976